

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道民生活課)	31
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (農政課)	31
<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	32
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	32
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	33
○建設業者に対する監督処分…………… (建設管理課)	33
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災課)	33
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災課)	34
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災課)	34
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	34
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	37
<b>道人事委員会規則</b>	
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	38
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	38

## 規 則

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第84号

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の説明事項）

**第7条** 条例第30条の2第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること。
- (2) 青少年による携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用が、犯罪行為又は自己若しくは他人に対し有害な行為となるおそれがあること。
- (3) 携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に併せて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- (4) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第30条の2第3項の書面を提出しなければならないこと。

（書面等の保存の期間）

**第8条** 条例第30条の2第4項の規定による保存は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間行うものとする。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改める。  
別記第11号様式中「（第9条関係）」を「（第11条関係）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第85号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1の8の項(5)」を「別表第1の10の項(5)」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第809号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員<sup>の</sup>の就任及び退任の届出があった。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

てしおがわ土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成25.11.25	理 事	榊 原 一 雄	名寄市風連町字中央1424番地
同	同	同	成 田 和 彦	上川郡剣淵町旭町193番地

富良野土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成25.12.5	理 事	千 財 篤 昭	富良野市字東学田二区

**北海道告示第810号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（大正南地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成25年12月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第811号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）     |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源 <sup>かん</sup> の涵養      |
| (3) 解 除 の 理 由     | 道路用地とするため                 |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備                  |
| (3) 解 除 の 理 由     | 道路用地とするため                 |
| 3(1) 解除予定保安林の所在場所 | 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備                  |
| (3) 解 除 の 理 由     | 道路用地とするため                 |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第812号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 美瑛市（次の図に示す部分に限る。）  |
| (2) 保安林として指定された目的       | 風害の防備  |
| (3) 変更後の指定施業要件          | ア 立木の伐採の方法   |
|                         | ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  |
|                         | イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 |
|                         | ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。   |
|                         | イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。                              |
| 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）   |
| (2) 保安林として指定された目的       | 干害の防備  |
| (3) 変更後の指定施業要件          |  |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 美瑛市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美瑛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第814号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成25年11月28日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社奈井江橋梁 村上 國隆

(2) 主たる営業所の所在地 奈井江町字奈井江町8番地1

(3) 建設業の許可の番号 (般-22)空第1639号

3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成25年12月20日から平成26年1月3日までの15日間

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第5号に該当した。

北海道告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

支中ノ沢川（Ⅰ-22-0500）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

支流沢川（Ⅱ-22-0510）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

中ノ沢川（Ⅰ-22-0490）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

神社横の沢川（Ⅰ-22-0470）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
上ノ沢川（I-22-0480）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
知内小谷石2（I-2-220-1258）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
知内小谷石3（I-2-221-1259）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
上磯郡知内町字小谷石（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第817号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(14)稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄中10の事項を次のように改める。

10 抜海村字抜海49番地北角（基点1）と基点2を市道沿いに結んだ線、基点2から基点9までの各点を順次に結ぶ線、基点9から市道沿いに豊富町境界との交点（基点10）までを結ぶ線と基点1及び基点1から南西に120メートルの点（①点）を結ぶ線と①点、460番地北西角から西に220メートルの点（②点）、135番地北東角から西北西に150メートルの点（③点）、473番地北角から北西に130メートルの点（④点）、154番地北角から北西に150メートルの点（⑤点）、126番地北角から西に180メートルの点（⑥点）、237番地南西角から西南西に240メートルの点（⑦点）、235番地南西角から南西に230メートルの点（⑧点）及び基点10から豊富町境界の延長線上海側に160メートルの点（⑨点）を結ぶ線と⑨点及び基点10を結ぶ線とに囲まれた区域

基点2 座標値  $X = +141,064.951$ 、 $Y = -50,561.646$ の地点

基点3 基点2から方向角209度18分48秒の方向97.544メートルの地点

基点4 基点3から方向角215度19分43秒の方向188.542メートルの地点

基点5 基点4から方向角221度45分59秒の方向76.904メートルの地点

基点6 基点5から方向角209度01分16秒の方向74.545メートルの地点

基点7 基点6から方向角218度52分40秒の方向135.430メートルの地点

基点8 基点7から方向角220度00分23秒の方向24.199メートルの地点

基点9 基点8から方向角310度00分00秒の方向114.615メートルの地点

#### 北海道告示第818号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項道央農業協同組合の事項中「同 祝梅支店」を削り、「同 恵庭支店」を「同 本店」に改め、同項あさひかわ農業協同組合の事項中「同 千代田支所」を削る。

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道空知総合振興局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月20日

北海道空知総合振興局長 山根 康徳

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータ 2台

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータ 1台

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成26年3月14日

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月20日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局地域政策部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室  
（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年1月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成25年9月10日付け北海道空知総合振興局告示第21号

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
電話番号 0126-20-0022

## 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :  
a Personal Computer 2  
b Personal Computer 1  
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 17, 2014  
(If mailed, bids must arrive no later than January 16, 2014)  
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General  
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,  
Hokkaido 068-8558 Japan  
Phone : 0126-20-0022

### 北海道空知総合振興局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月20日

北海道空知総合振興局長 山根康徳

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借 13台分 一式  
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
(3) 契約期間 平成26年3月14日から平成31年3月13日まで。ただし、予算  
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。  
(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月20日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局地域政策部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室  
(送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課)  
(2) 入札日時 平成26年1月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成25年9月10日付け北海道空知総合振興局告示第21号

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ (<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
電話番号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :  
Lease of Personal Computer 13 1set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 17, 2014  
(If mailed, bids must arrive no later than January 16, 2014)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan  
Phone : 0126-20-0022

北海道後志総合振興局告示第120号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成25年12月20日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 パーソナルコンピュータの購入 6台分 一式

- (2) 入札番号2 パーソナルコンピュータの購入 2台分 一式

2 落札を決定した日

平成25年12月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 有限会社日進堂  
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13番地
- (2)ア 氏 名 株式会社フルムラ商会  
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号

4 落札金額

- (1) 834,000円
- (2) 280,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年11月8日付け北海道後志総合振興局告示第107号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局告示第121号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成25年12月20日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- (2) 入札番号2 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- (3) 入札番号3 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- (4) 入札番号4 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- (5) 入札番号5 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- (6) 入札番号6 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式

- 一式
- (7) 入札番号7 放射線量測定結果表示機器（パーソナルコンピュータ及びモニター）一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年12月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)から(5)まで及び(7)
- ア 氏名 株式会社川端文化堂  
イ 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (2) 1の(6)
- ア 氏名 有限会社日進堂  
イ 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13番地
- 4 落札金額
- (1) 305,000円  
(2) 290,000円  
(3) 310,000円  
(4) 410,000円  
(5) 289,700円  
(6) 273,000円  
(7) 309,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年11月8日付け北海道後志総合振興局告示第106号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課  
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

### 道 人 事 委 員 会 規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年12月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

#### 北海道人事委員会規則7-1273

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。  
第2条の3中「復帰又は復職」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされたことにより引き続き職員となったものにあつては当該再任用」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

#### 北海道人事委員会規則7-1274

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第8号を第9号とし、同項第7号中「又は復帰等に」を「、復帰等又は再任用をされたことにより引き続き職員となったことに」に、「又は復帰等」を「、復帰等又は再任用」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされたことにより引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する部局に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

別記第1号様式の裏面の記入上の注意の第7項中「者又は」を「者若しくは」に改め、「復職した者」の次に「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を加え、「又は「復職」を「若しくは「復職」又は「再任用」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。